

8 クレジット会社名義の登録を欠く自動車についての留保所有権行使の可否

白石大

早稲田大学教授

【判決①】東京高判平30・1・18 平29（ネ）3936号 否認請求の認容決定に対する異議控訴事件 2018WLJPCA01186008、判例秘書L07320344、LEX/DB25549515

●——事案の概要

Aは、平成24年10月、自動車販売会社Bから自動車を購入するに際し、Bとの間で割賦販売契約を締結するとともに、クレジット会社Xとの間で、この割賦販売契約にかかるAの債務についての保証委託契約を締結した。これらの契約の締結は、Bに対する割賦販売契約の申込みとXに対する保証委託契約の申込みが一体として記載された書面をAが提出し、BとXがこれを承諾することによって行われた（以下、これを「本件三者契約」という）。

本件三者契約においては、①本件自動車の所有名義はBとすること、②本件自動車の所有権は本件三者契約の効力発生と同時にBからXに移転すること、③AのXに対する全ての債務をAが履行するまでXは本件自動車の所有権を留保すること、④Aが上記③の全ての債務を履行した時点で、Aが本件自動車に関しBに対して負担する債務の支払を遅滞している場合には、本件自動車の所有権がXからBに移転すること、⑤Aが債務の支払を遅滞したときは、Aは債務の弁済のため直ちに本件自動車をXに引き渡さなければならない、

Xは引渡しを受けた本件自動車の評価額をもってAのXに対する債務の弁済に充当すること、などが約定されていた。Bは、同月、上記①に基づき本件自動車の所有者として登録を受けた。

平成26年10月、Aは、Xを含む債権者に対して支払不能を告知した。Xは、同年10～12月、Bに対し保証債務を履行するとともに、同年11月、上記⑤の約定に基づいてAから本件自動車の引渡しを受け、同年12月、これを換価してAに対する求償金債権などに充当した。

平成27年4月、Aは破産手続開始決定を受け、Yが破産管財人に選任された。平成27年5月、Yは、Xが本件自動車の引渡しを受けてこれを換価充当した行為は破産法162条1項1号イの偏頗行為に該当するとして否認の請求をした。平成28年3月、破産裁判所がこれを認める決定をしたため、Xが異議の訴えを提起したのが本件である。原審（さいたま地判平29・7・27判例秘書L07251248）はXの異議を斥けて破産裁判所の決定を認可したため、Xが控訴した。

●——判旨

控訴棄却。

「本件自動車の所有権は、本件三者契約の効力発生と同時にBからXに移転したものであって、Xは、AのBに対する本件自動車の賦払金の支払債務やAのXに対する求償債務その他AのXに対する全ての債務を履行するまで、これを留保することとされたことから、この留保所有権に基づきAから本件自動車の引渡しを受け、換価・充当を行ったものというべきであり、同留保所有権につき登録を具備していないXは、破産管財人であるYに対し、これを別除権として主張することができず（最高裁平成21年（受）第284号平成22年6月4日第二小法廷判決参照）、Yは、Xが上記のとおり本件自動車の引渡しを受け、換価・充当を行った行為につき破産法162条1項1号イに該当するものとしてこれを否認することができるというべきである。」

「Xは、本件三者契約における留保所有権の移転に係る合意が、保証履行により法定代位の効果が生じることを排除するものではなく、将来、XがBに保証債務の履行をしたときにBの持つ留保所有権を取得できることを当事者間で約した予約の合意である旨主張する。

しかしながら、……本件三者契約上、本件自動車の所有権が、本件三者契約の効力発生と同時にBからXに移転する旨が明記されているのであるから、これを将来的にXがBに保証債務の履行をしたときに留保所有権が移転することを示したものと解するのは困難というほかない。そして、本件三者契約の効力発生と同時に本件自動車の所有権がBからXに移転しており、Xにおいて留保所有権を取

得済みということになるのであるから、その後XがBに対する保証債務の履行を行ったとしても、法定代位により移転すべき所有権は観念し難いというべきであって、Xの上記主張を採用することはできない。」

「Xは、本件自動車につき、Bが留保所有権を有し対抗要件を具備していたから、Aの責任財産を構成していなかったとして、Xが本件自動車の引渡しを受けたうえ換価・充当を行った行為に有害性はない旨主張する。

しかしながら、……本件三者契約により、本件自動車の所有権は、本件三者契約の効力発生と同時にBからXに移転し、Xが所有権を留保しているのであるから、以後、Bは所有権を有しておらず、Xが登録の具備のない留保所有権を有しているにすぎない。したがって、前記判示のとおり、Xが破産管財人であるYに対し留保所有権を別除権として主張することができない以上は、Aが支払不能となった後にXが本件自動車の引渡しを受けたうえ換価・充当を行った行為については、その有害性を否定することができないことは明らかであって、Xの主張は採用できない。」

【判決②】 東京地判平30・1・30 平29（ワ）25884号 自動車引渡等請求事件 判タ1466号218頁

●——事案の概要

Yは、平成28年6月、自動車販売会社Aから自動車（以下「本件車両」という）を購入するにあたって、販売金融会社Bとの間で割賦元金についての立替払契約を締結するとともに、これによりYがBに対し負担する債務について、クレジット会社Xとの間で保証委託契約を締結した。本件立替払契約及び本件保証委託契約では、本件車両の所有権は、BがAに立替払いすることによりAからBに移転するとともに、Xの求償権の担保として、Xが保証債務の全額をBに履行したときにBからXに移転し、保証委託契約に基づく債務が完済されるまでXに留保されると規定していた。また、Xが保証債務の全部を履行したときは、Xは留保所有権に基づき本件車両を引き取り、これを処分してYのXに対する債務の弁済に充当することができるとされていた。これらの契約に基づき、AはYに本件車両を売り渡し、Bは割賦元金260万円をYに代わってAに立替払いした。

平成29年5月、Yは一般の支払を停止し、Bに対する債務の期限の利益を喪失した。そこで、XはBに対し、本件保証委託契約に基づいて、同年6月までに代位弁済を行った。Xは、この代位弁済により本件車両の所有権を取得したとして、本件車両の引渡しをYに請求した（Xは求償権の支払もあわせて請求しているが、以下では触れない）。Yは、①本件車両の登録者はAであり、Xは本件車両の対抗要件を具備していないから、Xが本件車両の所有権移転登録を経由するまでXの

所有権取得を認めない、②別除権行使のために再生手続開始時点で登録を具備していることを要求する民事再生法（以下、「民再」という）45条の趣旨及び判例（最二判平22・6・4民集64巻4号1107頁）の趣旨は、個人再生手続の開始決定前の準備段階及び立替払をした信販会社（B）の保証会社（X）にも妥当するから、Xが本件車両の登録を受けない限り所有権に基づく引渡しは認められない、などと主張した。これに対し、Xは、①' XとYは本件保証委託契約の当事者であり対抗関係にない、②' 民再45条の趣旨及び平成22年最判の趣旨は個人再生手続開始決定前に及ぶものではない、と反論した。

●——判旨

請求認容。引渡請求の可否については以下のとおり簡潔に判示した。

「XとYは、本件保証委託契約の当事者であって、対抗関係にはないから、対抗要件の抗弁は前提を欠く。」

「Yは、民事再生法45条の趣旨及び平成22年判例の趣旨が個人再生手続の開始決定前にも妥当すると主張するが、失当であり、採用できない。」

●——研究

1 問題の所在

自動車のクレジット取引においては、買主に信用供与するクレジット会社が所有権留保によって債権保全を図りつつも、自動車の登録名義は販売会社に残しておくケースが実務上多くみられる。しかし、ここで紹介する2つの裁判例がいずれも引用する最二判平22・6・4民集64巻4号1107頁（以下「平成22年最判」という）は、留保所有権の被担保債権の範囲が残代金債権を超えていた事案について法定代位を否定し、留保所有権は当初よりクレジット会社が取得したものであると認定したうえで、買主の再生手続開始時にクレジット会社自身の名義で登録がされていない限り、クレジット会社は留保所有権を別除権として行使することはできないとした。そこで、これに大きな衝撃を受けたクレジット業界は約款の改定などの対策を講じたところ、最一判平29・12・7民集71巻10号1925頁（以下「平成29年最判」という）は、被担保債権の範囲が売買代金債権に限定されていた事案につき、販売会社が当初取得した留保所有権が法定代位によってクレジット会社に移転したとして、買主の破産手続開始時に販売会社名義の登録がされてさえいれば（クレジット会社自身の名義で登録がされていなくても）クレジット会社は留保所有権を別除権として行使しうることを認めた。この平成29年最判は、法定代位による原債権の移転には対抗要件が不要であり（民法500条参照）、原債権に随伴する担保権の移転についても対抗要件を具備する必要はないという理解を前提としているともみられる。

これら2つの最高裁判例は、クレジット会社が留保所有権を取得する法的根拠が法定代位であるか否かによって結論を分けているようであり、今後の自動車クレジット取引においては、どのような約款の内容であれば留保所有権の法定代位が認められるかが大きな問題となる（論点Ⅰ）。また、最高裁判例では、買主の倒産手続において留保所有権を別除権として行使できるかが争点だったが、買主の支払不能から倒産手続開始までの間にクレジット会社が留保所有権を行使した場合に、これが偏頗行為否認（破産法162条1項、民再法127条の3第1項）の対象とされるかも問題となりうる（論点Ⅱ）。

ここで紹介する2つの裁判例は、いずれも平成29年最判の翌月に現れたものである。このうち判決①では、上記2つの論点が正面から争われており、本稿ではこれを中心に検討する。他方、判決②の事案では買主は倒産手続開始に至っておらず、クレジット会社による留保所有権行使の可否についての裁判所の判断枠組みもおのずと判決①とは異なっている。そこで本稿では、判決②については、判決①と対比する形で若干触れるにとどめる。

2 クレジット会社が留保所有権を取得する法的根拠（論点Ⅰ）

平成22年最判は、被担保債権が残代金債権（販売会社が買主に対して有する債権）の範囲を超えていたことを理由に法定代位を否定したが、契約の内容次第では法定代位が認められる余地をなお残すように読めるものであった。自動車のクレジット取引においては、販売会社に登録名義を残しておくことに実務上の合理性がある（田高寛貴「平成22年最判判批」金法1950号55頁以下参照）。そ

ここでクレジット業界では、平成22年最判が現れた後もこの実務を維持しつつ、留保所有権を倒産手続において行使しようにするための方策が検討された。具体的には、自動車クレジット取引に用いられる約款について、「被担保債権の範囲を販売会社の有する債権と同じとする」、「所有権の留保主体を販売会社とし、クレジット会社は民法の規定に基づいてこれに代位する旨を明記する」などの改定が施された（阿部弘樹ほか「登録名義を有しない自動車所有権留保の破産手続上の取扱いに関する実務の流れと問題点の検討」債管155号70頁以下参照）。平成29年最判は前述のとおり法定代位を肯定したが、これは当該事案において、被担保債権の範囲が販売会社の有する残代金債権に限定されていることを重視したものと理解されている（森田修「平成29年最判判批」金法2097号35頁）。

ところが、平成22年最判後の実務でも、上記の改定を施した「新約款」ではなく、改定前の「旧約款」が依然として用いられるケースは相当数存在するようである。判決①・②の事案でも、クレジット会社の留保所有権の被担保債権はそれぞれ「A（買主）のX（クレジット会社）に対する全ての債務」（判決①）、「保証委託契約に基づく債務」（判決②）とされており、販売会社が買主に対して有する残代金債権の範囲に限定されていない。したがって、仮に平成29年最判に関する上記の理解が正しければ、これらはいずれも法定代位による留保所有権の取得が認められないケースであったと考えられる（なお、判決②のB及びXが当事者となり、被担保債権の範囲に関して判決②と同内容の約定がされていた別の事案において、仙台地判平30・3・30

LEX/DB25562493及びその控訴審である仙台高判平30・8・29LEX/DB25562494は、法定代位構成を否定してXの留保所有権行使に対する偏頗行為否認を肯定している）。

もともと、判決①はむしろ、被担保債権の範囲とは異なる点に着目して法定代位の可能性を否定したように思われる。すなわちこの事案では、自動車の所有権は三者契約の効力発生と同時にBからXに移転する旨がA・B・Xの三者間で合意されており、これによるとXがBに保証債務を履行する前からすでに自動車の所有権がXに移転していることになるが、これは代位弁済時にXが法定代位によって留保所有権を取得するという構成と相容れないというのである。学説には、このような「当初移転型」の約定を留保所有権の移転の予約とみて、これを法定代位構成の約定と同趣旨と解する見解もあるが（田高・前掲60頁）、判決①はこれとは異なる立場を採ったことになる。

したがって、この判決①を前提とするならば、今後の自動車クレジット取引においては、被担保債権の範囲のみならず留保所有権の移転時期についても約款の定め配慮する必要がある。

3 クレジット会社による留保所有権の行使と偏頗行為否認（論点Ⅱ）

平成22年最判が現れる前は、所有権留保付きの自動車は倒産債務者の責任財産を構成せず、したがって危機時期に留保所有権を行使しても否認の対象となりえないと異論なく考えられていたように思われる。平成22年最判及び平成29年最判も、買主に倒産手続が開始された後に留保所有権を別除権として行使できるかが争われたものであって、先に

留保所有権が行使され、その後に買主の倒産手続が開始した場合に、これを否認の対象とすることができるかについて判断したわけではない。しかし、平成22年最判がクレジット会社名義の登録を欠く場合に留保所有権者の別除権行使を否定したことから、偏頗行為否認の可能性についても議論が開かれるようになった。

平成22年最判の後にこの問題が争点となった事件はすでに複数あるが、下級審の判断は分かれている。否認を肯定した裁判例としては、ここで紹介した判決①のほか、㊦神戸地判平27・8・18金法2042号91頁、㊧名古屋高判平28・11・10金法2056号62頁、㊨前掲仙台地判平30・3・30及び㊩前掲仙台高判平30・8・29がある。他方、否認を否定した裁判例としては、㊪名古屋地判平27・2・17金法2028号89頁、㊫名古屋地岡崎支判平27・12・3金法2056号78頁（㊠の原審）がある。ただし、否定例を詳細にみると、㊪は登録制度がない軽自動車の事案であり、クレジット会社は占有改定によって対抗要件を備えていたとされている。また、㊫も、仮に倒産手続開始前に留保所有権の行使がされていなければ別除権行使ができた事案であったことを根拠に有害性を否定している。他方、肯定例は、いずれも平成22年最判を引用し、登録名義を欠くクレジット会社に別除権者としての地位が認められないことを理由として、倒産手続開始前の留保所有権の行使も偏頗行為否認の対象となることを導いている。このようにみると、この論点に関する下級審裁判例は、別除権行使の可否と偏頗行為否認の成否を完全に平行なものとして考えているといえそうである。

一方、学説においてもこの問題は盛んに論じられるようになっており、否認を肯定する説と否定する説が拮抗している。肯定説は、担保権者が倒産手続開始後も別除権を行使できる場合には、あえて否認権の行使を認めても無意味であるため偏頗行為否認は否定されるが、そうでない場合には、債務者の支払不能後の債権回収は債権者平等の原則に背馳し偏頗行為否認の対象となるとする（伊藤眞「最二小判平22・6・4のNachleuchten（残照）」金法2063号46頁以下）。また、最二判昭46・7・16民集25巻5号779頁は、破産者が代金債権と被担保債権を相殺する約定で未登記抵当権者に抵当不動産を売却する行為が否認の対象となるとしたが、この判例も肯定説の論拠として援用される（印藤弘二「平成29年最判判批」金法2086号45頁）。

これに対して否定説は、買主の倒産手続開始前に販売会社が留保所有権について登録を備えていれば対抗問題はすでに決着済みであり、この留保所有権が販売会社からクレジット会社に移転した後に買主の倒産手続が開始した場合も、クレジット会社と破産管財人（再生債務者）の間に対抗問題は存在しないので、登録を有しないクレジット会社が留保所有権を行使しても偏頗行為否認の対象とはならないと主張する（中西正「担保権の実行と偏頗行為危機否認の可否」債管166号47頁以下）。また、買主は一度も所有者になっていないことや、被担保債権と自動車との間には密接な関係があることなどを踏まえ、クレジット会社による留保所有権の行使は債務者の財産を減少させるものとはいえない（したがって否認の対象とならない）とする見解もある（田高寛貴「倒産手続における三者間所

有権留保」金法2053号32頁)。

ここで否認肯定説を採ると、行為時には問題がなかったはずの留保所有権の行使が、その後を買主の倒産手続が開始することによって覆滅される(買主が最終的に倒産するか否かによって扱いが異なる)ことになるが、これが法的安定を害しないかが問われよう(判決②と㊦の仙台地判・㊧の仙台高判とを対比されたい)。また、否認が肯定されると、倒産手続開始前にもかかわらず、登録名義を欠くクレジット会社に対して買主が自動車の引渡しを拒むなどの弊害が実務上生じることも指摘されている(吉元利行「所有権留保特約と利用者保護」債管152号172頁)。他方、否認否定説に対しては、買主の倒産手続開始後は登録を欠く留保所有権の行使はできなくなるのに、倒産手続開始前に行使してしまえば不問に付されるというアンバランスを生じ、ひいては留保所有権者に早期の権利行使のインセンティブを与えてしまうことになるという批判がありうる(宇野瑛人「判決①判批」速報判例解説(新・判例解説Watch)23号218頁参照)。

この問題については次のように考えたい(詳細は拙稿「所有権留保と偏頗行為否認」加藤哲夫先生古稀祝賀論文集『民事手続法の発展』〔近刊〕参照)。まず、買主が倒産手続に至らない平時において、(本件の事案とは異なり)売主自身が買主に信用供与する二者間の所有権留保については、物権変動が存在しないことを理由に、所有権留保を第三者に主張するために対抗要件は必要ないとするのが多数説である。また、所有権留保が付された売買目的物の所有権は、売買代金が完済されるまでは買主に移転せず、したがって買主

の責任財産を構成することもない。これらは、所有権留保と集合動産譲渡担保との競合に関する近時の最高裁判例(最二判平30・12・7民集72巻6号1044頁)でも前提とされていると思われる。そうすると、平時において買主が目的物を留保売主に引き渡し、留保売主が留保所有権を行使して売買代金債権を回収しても、対抗要件具備の有無にかかわらず、詐害行為取消の対象とはならないはずである。そして、債権法改正において偏頗行為否認の要件と整合するように詐害行為取消権の要件が改められたことも踏まえると(新424条の3参照)、平時において詐害行為取消の対象とならない留保所有権の行使は、偏頗行為否認の対象にもならないと解すべきではないだろうか。肯定説が根拠とする前掲最二判昭46・7・16は、平時においても登記がなければ第三者に対抗できない抵当権に関する事案であり(したがって平時でも詐害行為取消しが肯定されるはずである)、対抗要件を必要としない二者間の所有権留保とは同列に論じえないと思われる。たしかに平成22年最判では、登録を欠く留保所有権者は別除権行使が認められないとされているが、これは別除権行使の場面では(対抗要件ではなく)権利保護資格要件として登録が求められているにすぎないと解すべきである。

では、本件のように、売主と信用供与者が異なる三者間の所有権留保ではどうか。まず、法定代位が認められるケースでは、別除権の行使も認められる以上、倒産手続開始前の留保所有権の行使が否認される理由はない。問題は、法定代位が認められず、クレジット会社が登録名義を有していないため別除権の行使が許されない判決①のようなケース

である。判決②が判示したように、クレジット会社と買主は当事者関係であって対抗関係にはないと単純にいえるのであれば、この場合も二者間の所有権留保と同様の結論が導かれそうである。しかし、二者間の場合と異なると、三者間の場合には販売会社からクレジット会社への所有権の移転が観念されるため、この移転を第三者に対抗するには平時から対抗要件の具備が求められるはずである(森田・前掲35頁参照)。そうすると、三者間の所有権留保では、留保所有権の行使が詐害行為取消しや否認の対象とならないとは直ちに言い切れないようにも思われる。ただ、ここでさらに検討を要するのは、対抗要件がなければクレジット会社が留保所有権を対抗できない「第三者」とはどの範囲の者かである。三者間の所有権留保においても、売買代金が完済されるまで売買目的物(自動車)の所有権は買主に移転しないと解するならば、少なくとも倒産手続開始前の段階では買主及

びその一般債権者は自動車に対して何の権利も有しておらず、クレジット会社の対抗要件の欠缺を主張する正当な利益を有する「第三者」とはいえないはずである。たしかに、買主に倒産手続が開始すれば登録名義を有しないクレジット会社は留保所有権を行使できず、自動車は倒産財団に帰属するものとされるが、これはクレジット会社が倒産手続において権利保護資格要件を欠くことによる反射的な効果と説明することができる。このように解するならば、買主の倒産手続が開始する前の段階で行われた留保所有権の行使は、詐害行為取消し・偏頗行為否認いずれの対象にもならないと考えることができよう。

もっとも、以上はあくまで成り立ちうるひとつの考え方にすぎない。クレジット会社としては、倒産手続における別除権行使を可能ならしめるためのみならず、偏頗行為否認の可能性を排除するためにも、専ら「新約款」を使用するのが無難であるように思われる。

[参考文献]

- 判決①の評釈として、宇野瑛人・速報判例解説(新・判例解説Watch)23号215頁以下がある。また、参考文献は本文中に掲げたもののほか次のとおり。
- ・阿部弘樹ほか「オートローン『新約款』と別除権」債管161号141頁以下
 - ・伊藤和規「自動車メーカー系販売金融会社の留保所有権と倒産手続での処遇に関する考察」金法2052号18頁以下
 - ・甲斐哲彦「対抗要件を具備していない担保権の破産・民事再生手続上の地位」司研116号119頁以下
 - ・田高寛貴「平成29年最判判批」金法2085号24頁以下
 - ・中西正「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為危機否認」徳田和幸先生古稀『民事手続法の現代的課題と理論的解明』(2017)787頁以下
 - ・中西正「対抗要件を欠く担保権の実行と偏頗行為危機否認・再論」木内道祥先生古稀・最高裁判事退官記念『家族と倒産の未来を拓く』(2018)563頁以下
 - ・野上誠一「所有者の登録名義を有していない自動車の留保所有権者が自動車を引き上げて債権の満足を受けた場合の否認可能性」判タ1424号5頁以下
 - ・福田修久「破産手続・民事再生手続における否認権等の法律問題(1)所有権留保に基づく自動車引上げがされた場合の否認等について」曹時64巻6号1頁以下